

DVチェック 一関係を見つめ直してみませんか?ー

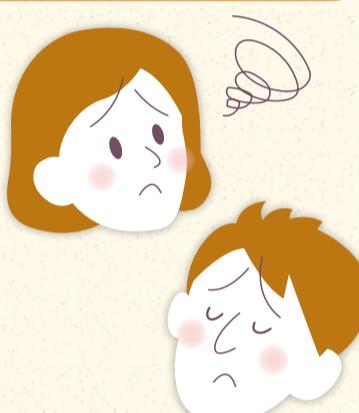
配偶者やパートナーの態度や行動、言動に、思い当たることはありますか?

- 思いどおりにならないと、殴ったり、蹴ったり、髪をひっぱったりする
- 機嫌が悪くなると物にあたるなど、あなたを怖がらせる行動や態度をとる
- 上手くいかないことを“すべて”あなたのせいにする
- 刃物などの凶器を身体に突きつけたり、命の危険を感じるような恐怖を与える
- 殴るそぶりや、物を投げつけるふりをして、おどかす
- 「バカ」「お前は何もできない」「甲斐性なし」とののしる
- 何を言っても無視をして、口をきかない
- 人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 大切にしているものを壊したり、勝手に捨てたりする
- 電話に出なかつたり、メールをすぐに返信しないと怒る
- 着信履歴やメールを勝手にチェックしたり、無断で削除したりする
- 友人や家族との付き合いを嫌がつたり、家の中に閉じ込めるなど、行動を制限する
- 別れようすると「つきまとってやる」「殺してやる」「自殺してやる」などと、おどす
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せたり、同じことをさせようとする
- あなたの気持ちや体調を無視して、キスや性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 「外で働く」「仕事をやめろ」などと言う
- 生活費を渡さない、または、少額しか渡さない
- 家計をかれりみず浪費する、または、借金する
- 子どもに危害を加える、と言っておどす
- 子どもに自分を非難するようなことを言わせる

いつも相手の機嫌をうかがって、ピクピクし、神経を張りつめて生活していませんか。

「こんな状況を誰にも話せない」「話すともっとつらいことが起きる」と思っていないませんか。

もしかしたら、それはDVかもしれません。



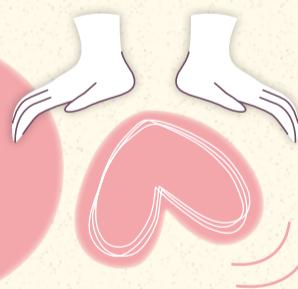
暴力の場合はDVかもしれません

- 手足の大切な部位(手足の指)
- 眼窓(目窓、鼻窓)
- 固人番号(一式、運転免許証、年金手帳、健康保険証)
- 印鑑(実印、印鑑登録証、銀行印)
- 顔面(顔面皮膚)
- 腹部(腹部)
- 股間(股間)
- 相談先、友人からの電話番号

- 常備薬、処方箋
- 110番(緊急通報電話)
- 固人番号(一式、運転免許証、年金手帳、健康保険証)
- 印鑑(実印、印鑑登録証、銀行印)
- 顔面(顔面皮膚)
- 腹部(腹部)
- 股間(股間)
- 相談先、友人からの電話番号

内面的暴力

相手の口へ罵られたり、罵られたりする。自分の口で罵られたりする。自分の生活を決める力が奪われる。自分の心の自由が奪われる。自分の命の危機感が奪われる。



DVは必ずしも口頭での暴力ではありません。暴力の形には、精神的、物理的、社会的、経済的など多種多様な形があります。DVは必ずしも口頭での暴力ではありません。

DV解決のためのアドバイス

自分自身の問題を抱えている人は、自分自身で解決する努力を怠らずに、周囲の人々にアドバイスを求めることが大切です。

DVに対する考え方

すとっぷ!

DV

ー配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんかー

自分らしさを取り戻す

あなたにもきっとできます。

安全で気持ち良く暮らせる毎日。

あなたには、

そんな生活を送る権利があるのです。

暴力から逃げたいけど、今の生活を変えるのは不安。

パートナーがしていることは、本当に暴力なのかな?

「ただの夫婦げんかでしょ」と言われそうで、相談しづらい。

仙台市

(公財)せんだい男女共同参画財団
仙台人権啓発活動地域ネットワーク協議会



暴力の力で

子供の心が育つ。身体の心が育つ。安心・安全な環境で育つ。大切です。

子供の心が育つ。身体の心が育つ。安心・安全な環境で育つ。大切です。

いいえ、違うです。



子供の心が育つ。身体の心が育つ。安心・安全な環境で育つ。大切です。

いいえ、違うです。

東日本大震災の経験を教訓に

このようにして、DVに対する考え方

DVに対する考え方

DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか?

DVとは、配偶者やパートナー（事実婚や元配偶者も含む）など、親密な関係にある（あった）相手からふるわれる暴力のことを言います。暴力はどのような形であっても、決して許されるものではありませんが、夫婦や交際相手などの間での個人的な問題と捉えられがちです。

また、暴力には様々な形態があります。これらの暴力は単独で起こることもありますが、多くの場合、何種類かが重なって起ります。

身体的暴力

殴る・蹴る、平手で打つ、物を投げつける、髪をひっぱる、突き飛ばす、腕をねじる、引きずり回す、首を絞める、刃物を突きつけるなど

精神的暴力

大声でどなる、無視をする、人格を否定する、「バカ」「誰のおかげで生活できているんだ」「お前は何もできない」などと言うなど

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くかせない、ギャンブルなどにより浪費する、無断で自分名義の借金をするなど

性的暴力

見たくないポルノビデオや雑誌を見せる、嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要するなど

社会的暴力

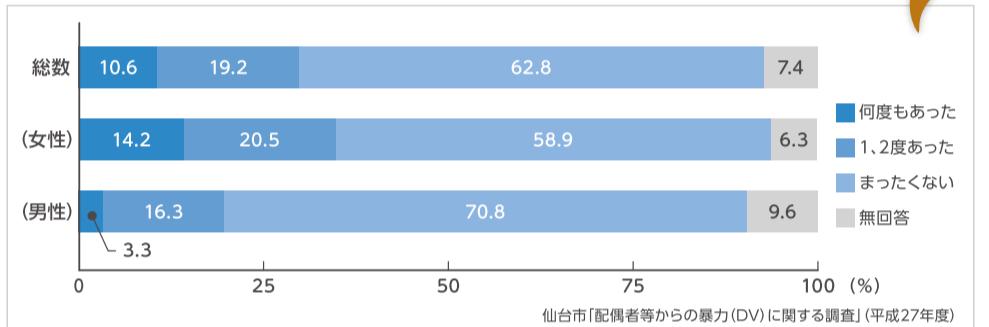
友人や家族などの付き合いを制限する、人間関係や行動を監視する、電話やメールの内容を監視する、外出を禁止するなど

子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力をふるったり非難・中傷する、子どもへの暴力をほのめかす、子どもを危険な目にあわせる、子どもを取りあげるなど

DV被害は、とても身近で起っています

仙台市が平成27年度に実施した調査によると、今まで結婚したことのある人（734人）のうち、配偶者から“身体的暴力”“精神的暴力”“経済的暴力”“性的暴力”的いずれかの行為について被害経験があると回答した人は、**女性約3人**に1人、**男性約5人に1人**となっています。DVは、とても身近な問題です。



身近な人をDVから守るために

もしもDVについて相談されたら、どのように対応すればよいですか？

1 安全確保を優先しましょう

DVは、命にかかる危険をはらんでいます。特に、身体的暴力を受けている場合や命にかかる脅迫を受けている場合などには、安全の確保が最優先です。危険だと感じたら、被害者に警察や専門の相談機関に連絡するよう伝えてください。



2 まずは、じっくり話を聴きましょう

DVで悩んでいる人の心は、とても傷ついています。まずは、本人の置かれている状況やその人が持つ恐怖・不安を受け止めてあげることが大切です。まずは、本人の心情に配慮し、じっくり話を聴きましょう。



3 「あなたは悪くない」と伝えましょう

相談者は、暴力をふるわれたのは自分のせいだと、自分自身を責めてしまうことがあります。「あなたは悪くない」と伝えることは、つらい気持ちを軽くします。「相手の言い分も聞いてみなくては」「あなたにも原因があるのでは」という言葉や態度は、勇気をもって声を上げた本人の心を傷つけることになります。

4 暴力を容認しないようにしましょう

「そんなのただの夫婦げんかでしょ」「子どものために、もう少しがまんしたら」と暴力を容認するようなことを言わないようにしましょう。どんな理由があっても、暴力は決して許されません。

5 秘密は守りましょう

相談を受けた内容は、本人の承諾なしに、第三者に口外しないようにしましょう。秘密が加害者に漏れてしまうと、とても危険です。

6 本人の意思を尊重しましょう

問題解決のための行動のアドバイスはしても、意見や考えを押しつけたりせず、本人の意思を尊重しましょう。それが、たとえ相手を中心とする気持ちからの言葉や行動であったとしても、混乱している気持ちをさらに傷つけてしまう場合もあります。また、自分で決めることが本人の力になります。

7 専門の相談機関を紹介しましょう

あなたひとりで何とかしようとせず、悩んでいる人には、このリーフレットを渡して、専門の相談機関を紹介してあげてください。あなた自身の安全にも配慮してください。

DVの通報の努力義務



DV防止法(第6条第1項)では、「配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る)」を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」と規定されています。

DV被害者は、ひとりで悩んでいることが多く、家族や周りの人気が気づいてあげることも重要です。

DV被害者を守る法律があります

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

対象は「配偶者」からの暴力だけではありません。

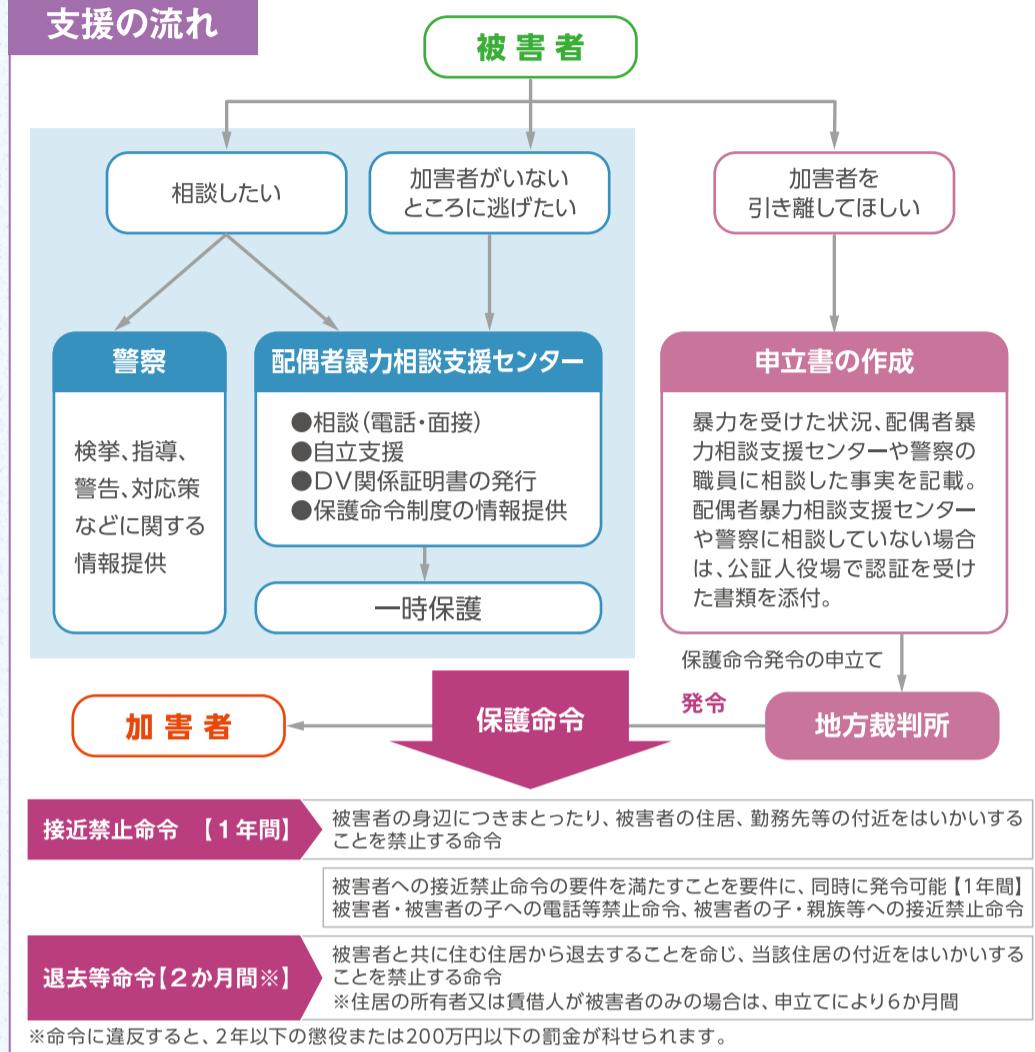
婚姻の届出はしていないなくても、事実上婚姻関係と同じような事情にある人や、元配偶者、共同生活を送る交際相手からの暴力も対象となります。



暴力の範囲は身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力も含みます。

この法律は「身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を対象としています。

支援の流れ



このリーフレットに関するお問い合わせは ▶ 仙台市男女共同参画課 TEL 022-214-6143

2024.4